

薬事法第十四条第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品の一部を改正する件 新旧対照表

○薬事法第十四条第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品（平成十七年厚生労働省告示第百二十号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行																																										
五	第一欄 一～四	第 二 欄 (略)	血液検査用ヘモグロビン	第 一 欄 (略)	第 三 欄 インターナショナル カウンシル	第 一 欄 百九	第 二 欄 トリヨードサイロニン キット	第 三 欄 米国薬局方 インステイチュート フォア リア ファレンス マテリアルズ アン ド メジャーメント	第 一 欄 百十	第 二 欄 遊離トリヨードサイロ ニンキット	第 三 欄 米国薬局方 インステイチュート フォア リア ファレンス マテリアルズ アン ド メジャーメント	第 一 欄 百十一	第 二 欄 サイロキシニンキット	第 三 欄 米国薬局方 インステイチュート フォア リア ファレンス マテリアルズ アン ド メジャーメント	第 一 欄 百十二	第 二 欄 遊離サイロキシニンキッ ト	第 三 欄 米国薬局方 インステイチュート フォア リア ファレンス マテリアルズ アン ド メジャーメント																												
																		第 二 欄 (略)	第 三 欄 インターナショナル カウンシル	第 一 欄 百九	第 二 欄 トリヨードサイロニン キット	第 三 欄 米国薬局方 インステイチュート フォア リア ファレンス マテリアルズ アン ド メジャーメント	第 一 欄 百十	第 二 欄 遊離トリヨードサイロ ニンキット	第 三 欄 米国薬局方 インステイチュート フォア リア ファレンス マテリアルズ アン ド メジャーメント	第 一 欄 百十一	第 二 欄 サイロキシニンキット	第 三 欄 米国薬局方 インステイチュート フォア リア ファレンス マテリアルズ アン ド メジャーメント	第 一 欄 百十二	第 二 欄 遊離サイロキシニンキッ ト	第 三 欄 米国薬局方 インステイチュート フォア リア ファレンス マテリアルズ アン ド メジャーメント														
																																第 二 欄 (略)	第 三 欄 インターナショナル カウンシル	第 一 欄 百九	第 二 欄 トリヨードサイロニン キット	第 三 欄 米国薬局方 インステイチュート フォア リア ファレンス マテリアルズ アン ド メジャーメント	第 一 欄 百十	第 二 欄 遊離トリヨードサイロ ニンキット	第 三 欄 米国薬局方 インステイチュート フォア リア ファレンス マテリアルズ アン ド メジャーメント	第 一 欄 百十一	第 二 欄 サイロキシニンキット	第 三 欄 米国薬局方 インステイチュート フォア リア ファレンス マテリアルズ アン ド メジャーメント	第 一 欄 百十二	第 二 欄 遊離サイロキシニンキッ ト	第 三 欄 米国薬局方 インステイチュート フォア リア ファレンス マテリアルズ アン ド メジャーメント
第 二 欄 (略)	第 三 欄 インターナショナル カウンシル	第 一 欄 百九	第 二 欄 トリヨードサイロニン キット	第 三 欄 米国薬局方 インステイチュート フォア リア ファレンス マテリアルズ アン ド メジャーメント	第 一 欄 百十	第 二 欄 遊離トリヨードサイロ ニンキット	第 三 欄 米国薬局方 インステイチュート フォア リア ファレンス マテリアルズ アン ド メジャーメント	第 一 欄 百十一	第 二 欄 サイロキシニンキット	第 三 欄 米国薬局方 インステイチュート フォア リア ファレンス マテリアルズ アン ド メジャーメント	第 一 欄 百十二	第 二 欄 遊離サイロキシニンキッ ト	第 三 欄 米国薬局方 インステイチュート フォア リア ファレンス マテリアルズ アン ド メジャーメント																																

ンキット

フオア スタンダーデイゼイシ

ヨン イン ヘマトロジ

クリニカル アンド ラボラトリ

スタンダーズ インステイチユ

ート